

米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する意見書

去る8月30日午前10時23分頃、米国原子力潜水艦ロサンゼルス級サンタフェが休養、補給、維持の目的のためホワイトビーチに入港し、8日間も停泊した後、9月7日の午前9時頃に出港した。その間、9月5日には巡航ミサイルを装備した米海軍最大級の原子力潜水艦オハイオ級オハイオが寄港するなどホワイトビーチへの原潜の寄港が相次いでいる。今回の寄港で、原潜寄港は今年になって23回目、復帰後342回となっている。

本市議会においては、昨年7月に明らかになった原子力潜水艦ヒューストンの冷却水漏れ事故や11月の原潜プロヴィデンスの通報なし寄港、ホワイトビーチへの原潜寄港が41回と過去最多の寄港回数を記録したことなどもあって、原潜の寄港が突出して増えている状況は異常であるとして、その詳細な説明と原潜寄港に反対すること等を強く求め、これまで要請行動等を展開してきたところである。しかしながら、寄港増の要因については「米軍の運用上の理由」として詳細な説明がないままに、今年になっても相次いで原潜が寄港することは、市民や県民を不安に陥れる全くの住民軽視であり、日米両国政府の責任は重大である。

このことは、平成17年10月に「非核平和都市」を宣言したうるま市議会としても、引き続き国是である非核三原則を踏まえ、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第25条の日米合同委員会において、米国原子力軍艦の寄港に反対する旨の議題を取り上げ、同協定第27条を適用して、今後いかなる理由があるにせよ、すべての原子力軍艦を寄港させないよう確実に改定することを強く求めるものである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産と生活環境を守る立場からホワイトビーチへの度重なる原潜の寄港に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. ホワイトビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないこと。
2. 米国原子力潜水艦の寄港については明確な説明責任を果たすこと。
3. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月9日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣
防衛大臣	沖縄及び北方対策担当大臣	外務省沖縄担当大使	
沖縄防衛局長	沖縄県知事	沖縄県議会議長	